
プロジェクト 仮想通貨に係る会計上の取扱い

項目 第 359 回企業会計基準委員会及び第 103 回実務対応専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 359 回企業会計基準委員会（2017 年 4 月 28 日開催）及び第 103 回実務対応専門委員会（2017 年 4 月 18 日開催）で議論された仮想通貨に係る会計上の取扱いの検討の今後の進め方について、聞かれた主な意見をまとめたものである。
2. 開発する基準が取り扱う範囲について、事務局は、当面の取扱いとして、ビットコインを念頭に、資金決済法上の仮想通貨に係る仮想通貨の利用者及び仮想通貨交換業者における会計上の取扱いに関して、比較的短期間に、必要最小限の項目とすることを提案した。

具体的には、必要最小限の項目として、次の内容を提案した。

(1) 仮想通貨の利用者に必要とされる処理

① 仮想通貨の期末評価

(2) 仮想通貨交換業者に必要とされる処理

① 仮想通貨の期末評価

② 顧客からの預かり資産（仮想通貨）に関する会計処理

③ 仮想通貨交換業者の損益計算書上における表示

3. 事務局の提案に対し、次の意見が聞かれた。

必要最小限の項目を開発するとの提案について

4. 現状においては、仮想通貨の利用者の会計処理が重要となることは想定されないため、仮想通貨交換業者の会計処理を優先して基準開発を行うことが適切であると考え（第 359 回企業会計基準委員会）。
5. 事務局の提案によると、ビットコインを念頭に基準開発をすることとされているが、ビットコインほどの十分な流動性が伴わない仮想通貨の取扱いを定めておかないと、仮想通貨交換業者に対する与信評価や持続可能性の評価を誤る可能性がある（第 359 回企業会計基準委員会）。

6. 仮想通貨交換業者の財務諸表監査制度の円滑な導入という基準開発の背景を踏まえ、事務局の提案に賛成する（第103回実務対応専門委員会）。
7. 必要最小限の項目を開発するという事務局の提案には賛成であるが、首尾一貫した判断を行うための概念フレームワークのようなものがない中で基準開発を進めることになり、開発される基準は「当面の取扱い」という位置づけになると考える（第103回実務対応専門委員会）。
8. 必要最小限の項目として取り扱う論点の範囲としては十分であるが、対象とする仮想通貨の範囲については丁寧に議論することが重要であると考えている（第103回実務対応専門委員会）。
9. 対象とする取引の範囲として、ビットコインに限定して問題ないかどうかについては、仮想通貨交換業者の意見を聞いた上で、慎重に判断すべきと考える（第103回実務対応専門委員会）。

必要最小限の項目の内容について

10. 仮想通貨交換業者の財務諸表利用者の立場からは、仮想通貨交換業者に対して投資を行う観点と、仮想通貨交換業者に対する与信評価の観点から基準開発を行うことが考えられるが、現状では仮想通貨交換業者に対する投資が直ちに広がることは想定されないため、仮想通貨交換業者に対する与信評価、もしくは仮想通貨交換業者の持続可能性の評価に主軸をおいた検討を行うことが適切である（第359回企業会計基準委員会）。
11. 事務局の提案によると、仮想通貨の利用者及び仮想通貨交換業者に必要とされる会計処理の論点のみを取り扱う範囲に含めているが、最終的には会計処理に伴う開示についても対象とするか検討する必要がある（第359回企業会計基準委員会）。
12. 仮想通貨の会計上の位置づけを検討するにあたっては、価格変動リスクの内容を具体的に分析することが有用と考える（第103回実務対応専門委員会）。
13. 仮想通貨の会計処理として、期末評価のみが対象となり、取得原価の範囲など取得時の会計処理は対象範囲に含まれないのか確認したい（第103回実務対応専門委員会）。
14. 損益計算書上における表示については、現在開発中の収益認識に関する包括的な会計基準と不整合が生じないように検討を行うことが必要と考える（第103回実務対応専門委員会）。

審議事項(5)-3

15. 貸借対照表における仮想通貨の表示科目や財務諸表における注記等の開示についても、検討の対象に含めた方が良いのではないか（第103回実務対応専門委員会）。

以 上